（様式２）　最終更新日：令和5年10月19日

一般社団法人日本サーフィン連盟　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　審査書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	（1）『一般社団法人日本サーフィン連盟総合計画 2017年度～2026年度』を策定し、2017年2月の理事会にて承認している。 （2）『一般社団法人日本サーフィン連盟総合計画 2017年度～2026年度』を当連盟オフィシャルサイトにて公表している。 公開URL：https://www.nsa-surf.org/organization/wp-content/uploads/sites/17/2021/11/sogokeikaku_2026.pdf （3）計画策定にあたり、運営本部会議や理事会にて役職員や運営委員から幅広く意見を募っている。なお、2021年より計画の達成度の確認や見直しを進めていたが、現在、公益社団法人への移行申請中のため、認定時期に合わせ、公益社団法人に則した内容で改めて計画を策定する予定である。	1．一般社団法人日本サーフィン連盟総合計画 2017年度～2026年度 2．2017年2月理事会議事録 3．一般社団法人日本サーフィン連盟総合計画（案）2021年度～2030年度
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	（1）人材の採用及び育成に関する計画について、2024年3月理事会までの策定を予定している。なお、現在は顧問契約を結び、相談役に任命している弁護士への日常的な業務相談等を通して、役職員のガバナンス及びコンプライアンスに関する知識の習得・蓄積に努めている。 （2）計画を策定次第、当連盟オフィシャルサイトにて公開する予定である。 （3）計画策定にあたり、運営本部会議や理事会にて役職員や運営委員から幅広く意見を募る予定である。	4．法律顧問契約書

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	（1）『一般社団法人日本サーフィン連盟総合計画 2017年度～2026年度』第3章（2）に強固な財務体質の確保を最終目標として掲げているほか、2018年10月に「長期財務計画書（改善計画書）」を策定しているが、こちらも定期的に計画達成度を図り、必要な項目について修正するなど見直しを行う予定である。短期的な計画としては事業年度ごとに事業計画・収支予算について運営本部会議・理事会で審議・承認を行い、定時社員総会で報告している。また、会計書類についても2022年度より公益法人会計基準の指針に沿った内容で作成している。 （2）『一般社団法人日本サーフィン連盟総合計画 2017年度～2026年度』及び「長期財務計画書（改善計画書）」を当連盟オフィシャルサイトにて公表している。 公開URL：https://www.nsa-surf.org/organization/wp-content/uploads/sites/17/2021/11/sogokeikaku_2026.pdf https://www.nsa-surf.org/organization/wp-content/uploads/sites/17/2021/11/cyoki_zaimu.pdf （3）計画策定にあたり、運営本部会議や理事会にて役職員や運営委員から幅広く意見を募っている。	5．長期財務計画書（改善計画書） 6．2018年10月理事会議事録 7．2023年度一般社団法人日本サーフィン連盟定時社員総会議案書
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	（1）2022年12月に改正した役員選出要綱第3条にて、外部理事の目標割合を25％以上、女性理事の目標割合を40％以上に設定し、2023年3月の改選時に12名の理事のうち外部理事3名（25％）、女性理事4名（33％）を選任した（現理事長の酒井厚志は公益社団法人移行後に退任予定）。 （2）2025年3月の改選時には女性理事40％の達成を目標とし、その達成のため、現在運営委員の職に就いている女性委員に法人の運営体制を理解してもらうよう努めていく。	8．一般社団法人日本サーフィン連盟2023～2024年度役員
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	（1）当連盟は一般社団法人のため該当しない。	（証憑書類なし）

（様式２）

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　審査書式

審査項目通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	（1）当連盟は2017年3月にアスリート委員会を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて会議が開催できなかった2020年度を除き、2019年度以降、会議を年1回以上開催している。 （2）2021年度の役員改選時に元日本代表選手の女性理事を委員長に任命し、主催大会開催時には選手からアンケートを募るなど、委員会の意見が組織運営に反映できる体制づくりへと繋がったが、運営規程が未整備となっていたため、2022年10月にアスリート委員会規程を理事会承認した。なお、2023年の改選時には内部運用により、役員と運営委員長の兼任を原則禁止としたため、理事にアスリート委員1名を含めた体制とした。	9．2019～2022年度アスリート委員会議事録 10．一般社団法人日本サーフィン連盟2023（令和5）～2024（令和6）年度アスリート委員会名簿 11．一般社団法人日本サーフィン連盟アスリート委員会規程
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	（1）定款第16条に基づき、現在は12名の理事と1名の監事により適正な規模の理事会を構成している。2023年の改選時には外部理事3名・女性理事4名を含む、専門知識・競技経験・組織運営能力を有する理事を任用した。なお、2022年度は定時の理事会を3回、臨時の理事会を4回開催した。	12．一般社団法人日本サーフィン連盟定款 8．一般社団法人日本サーフィン連盟2023～2024年度役員
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	（1）2022年10月に改正した役員選出要綱第3条にて、理事の就任時の年齢を25歳以上75歳未満に制限している。	13．一般社団法人日本サーフィン連盟役員選出要綱

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	（1）2022年10月に改正した役員選出要綱第4条にて、理事が原則として10年を超えて在任することのないよう規定している。なお、第4条の「役員は、在任期間が同一職において連続 10 年を超えてはならない。」の条文について、「同一職において」の文言を削除した改正案を2023年12月の理事会で承認予定である。	13. 一般社団法人日本サーフィン連盟役員選出要綱
			（1）理事長（代表理事）1名が10年を超えて在任しているが、理事長を申請者として2022年12月より公益社団法人の認定申請手続き中であり、事業運営の安定継続のために激変緩和措置として承認している。なお、公益社団法人が認定され、手続きが完了した後に、現理事長は退任し、社員総会にて新たな理事長を理事の中から選任する予定である。	8. 一般社団法人日本サーフィン連盟2023～2024年度役員 14. 2023年3月度理事会議事録 51. 2022年度10月（第3回）理事会議事録 16. 日本サーフィン連盟役員選考委員会（第5回）議事録
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	（1）2022年10月改正の「役員選出要綱」に基づき役員選考委員会を設置し、役員候補者等の決定を理事会等の他の機関から独立して行っている。	13. 一般社団法人日本サーフィン連盟役員選出要綱 15. 日本サーフィン連盟選考委員一覧 16. 日本サーフィン連盟役員選考委員会（第5回）議事録

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	（1）定款をはじめ、「倫理規程」「就業規則」「事務分掌規程」と、必要な規程類を整備している。	12. 一般社団法人日本サーフィン連盟定款 17. 一般社団法人日本サーフィン連盟倫理規程 18. 就業規則 19. 一般社団法人日本サーフィン連盟事務分掌規程
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	（1）定款をはじめ、「就業規則」「経理規程」と、必要な規程類を整備している。	12. 一般社団法人日本サーフィン連盟定款 18. 就業規則 20. 一般社団法人日本サーフィン連盟経理規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	（1）「就業規則」「審査会要綱」「事務決裁規則」「随意契約に関する取扱い基準」と、必要な規程類を整備している。	18. 就業規則 21. 日本サーフィン連盟審査会要綱 22. 日本サーフィン連盟事務決裁規則 23. 一般社団法人日本サーフィン連盟随意契約に関する取扱い基準
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	（1）「謝金に関する要綱」「旅費に関する要綱」「賃金規程」「退職金規程」「旅費規程」と必要な規程類を整備している。	24. 謝金に関する要綱 25. 旅費に関する要綱 26. 賃金規程 27. 退職金規程 28. 旅費規程
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	（1）定款第3章第5条～第11条に資産・会計についての条項を定めているほか、「就業規則」「経理規程」と必要な規程類を整備している。	12. 一般社団法人日本サーフィン連盟定款 18. 就業規則 20. 一般社団法人日本サーフィン連盟経理規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	（1）財政的基盤を整えるために以下を定めている。 ・正会員及びオープン会員の年会費を定めている。なお現在、一般社団法人から公益社団法人への移行申請中のため、現在は変更登記後に発効予定の「会費規程」に基づき運用している。 ・「公認ジャッジに関する規則」では競技役員の認定料及び更新料を定めている。 ・「公認大会開催要項」にて連盟に対し主催者が納める公認料について定めている。 ・スポンサーからの協賛等については、個別に契約書を締結しており、内容については守秘義務のため開示していない。	29. 一般社団法人日本サーフィン連盟公認ジャッジに関する規則 30. 一般社団法人日本サーフィン連盟公認大会開催要項
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	（1）「強化選手の指定及びナショナルチームの編成に関する要綱」にて、選手選考の規定を定めている。また、代表選手の基準及び選考については、オフィシャルサイトや各メディアを通して発表している。 公開URL：https://www.nsa-surf.org/news/detail/221（2023年強化指定選手発表・選考基準） https://www.nsa-surf.org/news/detail/301（ロングボード強化指定選手基準・日本代表選考基準） https://waval.net/133465/（2024年パリ五輪選考基準-WAVAL） （2）主催大会における選手の肖像権について、オフィシャルサイトの各主催大会のページにて、大会主催者に帰属する旨を掲載しているが、その他の権利については明文化されていないため、2024年3月の理事会までに規程案を承認する予定である。 （3）選手選考に関する方法については強化本部・強化委員会が作成し、理事会の承認を得ているが、規程として明文化されていないため、2024年3月の理事会までに規程案を承認する予定である。	31. 強化選手の指定及びナショナルチームの編成に関する要綱 52. 2023年強化指定選手発表・選考基準（スクリーンショット） 53. ロングボード強化指定選手基準・日本代表選考基準（スクリーンショット） 54. 2024年パリ五輪選考基準（WAVALスクリーンショット）
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	（1）「公認ジャッジに関する規則」第3条にジャッジ選考に関する規定を設けているが、公平かつ合理的な選考についてより明確な規定とするため、改正案を2023年12月の理事会にて承認予定である。	29. 一般社団法人日本サーフィン連盟公認ジャッジに関する規則
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	（1）法律事務所と顧問契約、会計事務所と会計業務に関する契約、社会保険労務士と就業業務に関する契約をそれぞれ締結し、いつでも相談できる体制を整えている。 （2）役職員は、上記の専門家やコンプライアンス委員会との日常的なやり取りを通して、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無を判断できる程度の知識を有している。	4. 法律顧問契約書 32. 顧問契約書（会計事務所） 33. 顧問契約書（社労士事務所）

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	（1）定款第37条に基づきコンプライアンス委員会を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた2020年度を除き、定期的に会議を開催してきた。2023年度は12月に実施予定である。 （2）コンプライアンス委員会の役割を権限事項を明確に定めた「コンプライアンス委員会規程」を2023年12月理事会にて承認予定である。また、委員会の運営内容について理事会からの監督を受け、理事会に対しても助言や提言を行っていくため、2025年の改選時には委員会の構成員に理事を配置する予定である。 （3）委員会の構成員3名のうち、女性1名を配置している。	34．2018年度～2022年度コンプライアンス委員会議事録 35．一般社団法人日本サーフィン連盟2023（令和5）～2024（令和6）年度コンプライアンス委員会名簿 36．一般社団法人日本サーフィン連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドラインについて
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	（1）現在、コンプライアンス委員会内に有識者は配置できていないが、顧問弁護士へ常に相談可能な体制を整えている。2025年改選時までに弁護士等の有識者の配置を目指す。	35．一般社団法人日本サーフィン連盟2023（令和5）～2024（令和6）年度コンプライアンス委員会名簿
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）役職員の法令遵守については倫理規程において定めている。 （2）2021年度に引き続き、コンプライアンス委員会は2022年8月の支部長会議（定例会議）開催時に役職員・全国の支部長に対し、スポーツ団体が守るべきルールやコンプライアンス違反の事例などに関する研修会を実施した。今後も定期的に実施する予定であり、今年度は9月に予定している。	37．一般社団法人日本サーフィン連盟2022年度8月全国支部長会議（定例会議）議事録 55．2022年度8月全国支部長会議（定例会議）コンプライアンス研修資料

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）強化指定選手として選出された選手及び指導者に対し、不正行為の防止等のコンプライアンス教育を行っている。また、強化合宿を利用して、選手・指導者に対してコンプライアンス教育の研修会を実施している。直近では2023年3月の強化合宿の際に、インテグリティ教育に関する研修会を開催した。	38．3月講習会及び強化拠点公開のご案内 39．トップアスリートになるために！（3月講習会資料） 40．インテグリティ映像教材画面（3月講習会資料）
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）春季・秋季公認ジャッジ講習会の開催に合わせて、2022年11月と2023年3月の2回、審判員向けにVOD講習内でのコンプライアンス研修を開催した。2023年度は12月にも実会場にて対面での研修を開催予定である。	41．コンプライアンス研修（公認ジャッジVOD講習）
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	（1）組織運営において専門家のサポートが必要となった段階で、その都度、弁護士・税理士・社会保険労務士へ相談している。 （2）法律事務所と顧問契約、会計事務所と会計業務に関する契約、社会保険労務士と人事・労務に関する契約をそれぞれ締結し、いつでも相談できる体制を整えている。	4．法律顧問契約書 32．顧問契約書（会計事務所） 33．顧問契約書（社労士事務所）

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	（1）「経理規程」の整備を行い、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 （2）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、適正のある監事を配置している。監事は法人運営を熟知している前理事長1名により構成している。 （3）監事が各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査を行い監査報告書を作成しているほか、外部の監査法人による監査も年1回行っている。	8. 一般社団法人日本サーフィン連盟2023～2024年度役員 20. 一般社団法人日本サーフィン連盟経理規程 42. 監査報告書 43. 2023年度決算外部監査報告書
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	（1）日本オリンピック委員会・日本スポーツ振興センターによる競技力向上事業助成金・スポーツ振興基金、スポーツ振興くじ助成金等の利用に関しては、法令やガイドライン等の定めに従って適切に処理しているほか、当該団体による実地検査によって定期的なチェックを受けている。	44. 独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金実施要領 45. 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金実施要領 46. 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	（1）財務諸表は事務所に備え付け、請求があった場合に閲覧できる体制を整えている。また、貸借対照表・正味財産増減計算書の要旨については官報と当連盟のオフィシャルサイトにて開示している。 公開URL：https://www.nsa-surf.org/organization/wp-content/uploads/sites/17/2023/07/2022kessan.pdf	47. 貸借対照表・正味財産増減計算書・財務諸表に対する注記・財産目録

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	（1）選手選考基準及び選考結果についてはオフィシャルサイト等を活用し、開示している。 公開URL：https://www.nsa-surf.org/news/detail/221	52．2023年強化指定選手発表・選考基準（スクリーンショット）
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	（1）当連盟のガバナンスコード遵守状況については、当書式を用いてオフィシャルサイトにて公表している。 公開URL：https://www.nsa-surf.org/organization/wp-content/uploads/sites/17/2022/10/governancecode_nsa2022.pdf	（証憑書類なし）
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	（1）契約を要する事案については相見積もりを取るなどして客観性・透明性を図り、判断するようにしている。 （2）「一般社団法人日本サーフィン連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドラインについて」を整備し、2022年3月の理事会にて承認したが、利益相反ポリシーに関する記載が不足しているため、2023年12月までに改正案を理事会承認することを目指す。	36．一般社団法人日本サーフィン連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドラインについて

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	（1）「一般社団法人日本サーフィン連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドラインについて」を整備し、2022年3月の理事会にて承認したが、利益相反ポリシーに関する記載が不足しているため、2023年12月までに改正案を理事会承認することを目指す。	36．一般社団法人日本サーフィン連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドラインについて
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	（1）これまで当連盟に対する通報に関しては、「審査会要綱」に基づき提出された審査申請書を受けた場合に対応していたが、2022年10月の理事会にて「通報制度運用規程」を承認し、オフィシャルサイト上に専用窓口を開設した。 （2）「通報制度運用規程」第11条にて「本連盟および本規程に定める調査・業務に携わる者は、通報された内容および調査で得られた個人情報を開示してはならない」と定めている。 （3）「通報制度運用規程」に通報者や通報内容の情報管理に関する規定が不足しているため、規定を追加した改正案を2023年12月までに理事会承認する。 （4）「通報制度運用規程」第10条1項にて「本連盟は、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等に対して不利益取扱いを行ってはならない」と定めている。 （5）役職員に対しては「通報制度運用規程」について説明を行い、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを行っている。	21．日本サーフィン連盟審査会要綱 48．一般社団法人日本サーフィン連盟通報制度運用規程 56．通報窓口（スクリーンショット）
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	（1）これまで通報窓口となっていた審査会は、審査会要綱において理事長・副理事長・専務理事・運営委員会の長・事務局長による構成と定めていたため、弁護士を通報窓口担当として配置する通報制度運用規程を2022年10月の理事会にて承認した。	21．日本サーフィン連盟審査会要綱 48．一般社団法人日本サーフィン連盟通報制度運用規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	（1）当連盟の「倫理規程」には懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの規定が不足していたため、2022年度10月の理事会にて改正案を承認した。改正した規程はオフィシャルサイト上で公開し周知に努めている。 （1）「倫理規程」にて、第5条（禁則事項）、第3条（本規程の適用範囲）、第8条（処分の規定）、第7条（会員等がこの規程に違反した場合の対処等）をそれぞれ定めている。 （2）「倫理規程」をオフィシャルサイトにて公表している。 公開URL：https://www.nsa-surf.org/organization/wp-content/uploads/sites/17/2022/10/rinri_202210.pdf （3）「倫理規程」第9条にて、処分対象者に対しては弁明の機会を設け、その意見を聴くことを定めている。 （4）「倫理規程」第10条にて、処分対象者に対しては処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された文書により告知することを定めている。	17．一般社団法人日本サーフィン連盟倫理規程
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	（1）当連盟の「倫理規程」第6条において「本連盟の理事会は倫理委員会を兼ねるものとする」と定めていたが、処分審査にあたり中立性及び専門性を有する必要があることから、弁護士も倫理委員会のメンバーに含めた組織運営ができるように改正案を作成し、2022年10月の理事会にて承認した。	17．一般社団法人日本サーフィン連盟倫理規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	（1）当連盟の「倫理規程」第12条において「前条の決定に対する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従って行う仲裁により解決されるものとする」ことを定めている。 （2）代表選手の選考に対する不服申し立てに関しては、2024年3月までの理事会にて承認予定の「選手選考専門委員会および選手選考に関する規程」に定める予定である。 （3）「倫理規程」および「選手選考専門委員会および選手選考に関する規程」には、申立期間について合理的ではない制限を設けないこととする。	17．一般社団法人日本サーフィン連盟倫理規程
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	（1）当連盟の「倫理規程」第12条において「前条の決定に対する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従って行う仲裁により解決されるものとする」ことを定めている。また、処分対象者に対しては「倫理規程」第10条2項（6）においてスポーツ仲裁機構の利用が可能である旨を伝えている。	17．一般社団法人日本サーフィン連盟倫理規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	（1）危機管理体制として、現在はコンプライアンス委員会が不祥事対応にあたるほか、「倫理規程」に基づき必要に応じて倫理委員会を立ち上げ、顧問弁護士等とともに対処する体制を整えている。 （2）現在の「緊急時の対応に関する要綱」には不祥事対応に関する条項が不足していたため、「危機管理マニュアル」案の策定を進め、2023年12月の理事会承認を目指す。 （3）策定予定の「危機管理マニュアル」には不祥事対応の一連の流れを含めるものとする。 （4）策定予定の「危機管理マニュアル」には不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含めるものとする。	49．緊急時の対応に関する要綱 17．一般社団法人日本サーフィン連盟倫理規程
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	（1）不祥事の発生に備え、「危機管理マニュアル」案の策定を進め、2023年12月の理事会承認を目指す。なお、現在はコンプライアンス委員会が不祥事対応にあたるほか、「倫理規程」に基づき必要に応じて倫理委員会を立ち上げ、顧問弁護士等とともに対処する体制を整えている。なお、当連盟において過去4年以内に不祥事が発生した事例はない。	17．一般社団法人日本サーフィン連盟倫理規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	（1）当連盟において過去4年以内に不祥事が発生した事例はなく、この項目は該当しない。	（証憑書類なし）
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	（1）「一般社団法人日本サーフィン連盟支部設置等要綱」には当連盟と支部との権限関係や義務が明確となっていないため、2023年12月の理事会での改定案の承認を目指す。 （2）「一般社団法人日本サーフィン連盟支部設置等要綱」には支部の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定めていないため、2023年12月の理事会での改定案の承認を目指す。 （3）当連盟は2022年6月に日本スポーツ協会の準加盟団体となり、全国の各支部に対しても県体協加盟を促進させており、アンケート等により意見や要望を募って、定例会議（全国支部長会議）において支部長に対して助言を行っている。	37．一般社団法人日本サーフィン連盟2022年度8月全国支部長会議（定例会議）議事録 50．一般社団法人日本サーフィン連盟支部設置等要綱 57．一般社団法人日本サーフィン連盟組織図

審査項目通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	（1）原則年4回開催している定例会議（全国支部長会議）にて必要に応じ、情報提供や相談及び助言を実施しており、2023年度も9月末に開催予定の同会議にて、コンプライアンス委員会による研修を行う予定である。	37．一般社団法人日本サーフィン連盟2022年度8月全国支部長会議（定例会議）議事録 55．2022年度8月全国支部長会議（定例会議）コンプライアンス研修資料 58．2023年度9月全国支部長会議（定例会議）コンプライアンス研修資料